

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いの人権を尊重し、性の多様性への理解を深めるとともに、性的少数者をはじめ、様々な事情によって婚姻制度や養子縁組制度を利用できないことから悩みや生きづらさを抱える市民の気持ちに寄り添い、地域でともに支え合いながら、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するために、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある2人の双方又は一方の実子又は養子を始めとした近親者（3親等内の者）その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族であることを約束した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。
- (4) 申告 本市への転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の自治体又はパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和6年4月1日施行）第4条に規定する構成自治体（以下「連携自治体」という。）において、宣誓に相当する行為をし、及び第7条第1項に規定する受理証明書等に相当する書類の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓及び申告の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、パートナーシップにある者であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方の住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又は一方が市内に住所を有すること。
 - イ 宣誓又は申告をしようとする日から3か月以内に双方又は一方が市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。
- (4) 双方が宣誓又は申告をしようとする相手以外の者とパートナーシップ又はそれに類する関係ないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係ないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士が、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

2 ファミリーシップにあることの宣誓又は申告をしようとする者にあっては、ファミリーシップにある近親者等が民法第4条に規定する成年に達していない場合、宣誓又は申告をしようとする者の双方又は一方と生計が同一でなければならない。ただし、就労により生計を別にする場合はこの限りでない。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類添えて市長に提出し、宣誓をしなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 宣誓時において市内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類
- (3) 現に婚姻をしていないことを証明する次のいずれかの書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - ア 独身証明書
 - イ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

ウ 届出者が外国籍であるときは、外国の官憲（在日大使館等）の交付する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者の氏名を記入したものに限る。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適當と認める書類

(4) 近親者等とファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合にあっては、次に掲げる書類

ア 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書、その他の近親者等である事実が確認できる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

イ 近親者等の記載に関する同意書（様式第2。当該近親者等が15歳以上である場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 宣誓書には、パートナーシップにある双方が署名しなければならない。

ただし、双方又は一方が宣誓書に自ら記入することができない場合は、他の者に代筆させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、あらかじめ当該宣誓をしようとする日及び時間を市と調整し、原則として、共に宣誓をするものとする。

4 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

（申告の方法）

第5条 申告をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ継続申告書（様式第3。以下「申告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 本市への転入前に連携自治体において、宣誓に相当する行為をし、第7条第1項に規定する受理証明書等に相当する書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 申告時において市内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類

(4) 近親者等とファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合にあっては、次に掲げる書類

ア 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書、その他の近親者等である事実が確認できる書類（申告出日以前3か月以

内に発行されたものに限る。)

イ 近親者等の記載に関する同意書（様式第2。当該近親者等が15歳以上である場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申告書には、パートナーシップにある双方が署名しなければならない。

ただし、双方又は一方が申告書に自ら記入することができない場合は、他の者に代筆させることができる。

3 申告をしようとする者は、あらかじめ当該申告をしようとする日及び時間を市と調整し、原則として、共に申告をするものとする。

4 申告書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

5 第1項の規定による申告書を出した者は、前条第1項による宣誓書を出し、宣誓したものとみなす。

（本人確認）

第6条 市長は、宣誓書又は申告書その他書類の受付に当たっては、宣誓又は申告その他書類の提出をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 運転免許証

(3) 旅券（パスポート）

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(6) その他市長が適当と認める書類

（受理証明書等の交付）

第7条 市長は、宣誓書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、当該宣誓書を出した者（以下「宣誓者」という。）に対し、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（様式第4）及び岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（様式第5。以下「受理証明書等」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号イに規定する要件に該当する者に対しては、受理証明書等の交付に代えて、転入予定者受付票（様式第6）を交付するものとする。

- 3 転入予定者受付票の交付を受けた宣誓者は、宣誓をした日から3か月以内に市内に転入し、転入予定者受付票に市内への転入の事実を証明する書類として住民票の写し又は住民票記載事項証明書（提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により転入予定者受付票及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出があったときは、当該宣誓者に対し、受理証明書等を交付するものとする。
- 5 岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書はパートナーシップ1組につき1枚交付するものとし、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カードは宣誓者それぞれに1枚交付するものとする。
- 6 市長は、受理証明書等の交付を受けた宣誓者の近親者等から岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード交付申出書（様式第7）の提出があったときは、その内容を確認し、適當と認めたときは、当該近親者等に対し、当該近親者等に関する事項が記載された岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カードを交付することができる。

（通称名の使用）

第8条 宣誓又は申告をしようとする者は、宣誓書、申告書及び受理証明書等に記載する氏名について、性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に代えて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。ただし、宣誓書、申告書及び受理証明書等の裏面部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定により通称名を使用しようとする者は、当該通称名を使用していることを確認することができる書類を市長に提示しなければならない。

（近親者等に関する記載）

第9条 宣誓者の双方又は一方に近親者等がいる場合であって、ファミリーシップにあり、受理証明書等に近親者等の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、受理

証明書等に記載することができる。ただし、第4条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書その他の近親者等である事実が確認できる書類（提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 近親者等の記載に関する同意書（様式第2。当該近親者等が15歳以上である場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 15歳以上の近親者等について、受理証明書等に氏名等の記載を希望するときは、前項第2号の同意書に、当該近親者等が署名しなければならない。第11条に規定する変更届により、近親者等が追加された場合においても同様とする。ただし、当該近親者等が自ら記入することができない場合は、他の者に代筆させることができる。

（近親者等に関する記載事項の削除）

第10条 受理証明書等に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長に岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第8。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された受理証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定により申立書の提出があったときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した受理証明書等を交付するとともに、削除する前の受理証明書等の返還を求めるものとする。ただし、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受理証明書等の返還を要しない。

（宣誓事項の変更）

第11条 受理証明書等の交付を受けた宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったときは、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に関する変更届（様式第9。以下「変更届」という。）に当該変更があった事項を証明することができる書類（提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）及び受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更届出の提出があったときは、その内容を確認し、必要に応

じ、当該宣誓者に対し、変更後の受理証明書等を交付するものとする。

(受理証明書等の再交付)

第12条 受理証明書等の交付を受けた者は、受理証明書等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、受理証明書等の再交付を受けることができる。

2 前項の規定により再交付を受けようとする者は、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第10。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、毀損し、又は汚損したことにより受理証明書等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受理証明書等を添えなければならない。

(受理証明書等の返還)

第13条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第11。以下「返還届」という。）に受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。また、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって受理証明書等を返還したものとみなす。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の双方が共に市内に住所を有しなくなったとき（連携自治体へ転出した場合を除く。）。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき（近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合を除く。）。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他、返還すべき事由が生じたとき。

(無効となる宣誓)

第14条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。なお、宣誓が無効となった宣誓者は、前条に規定する返還届に受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。また、第3号に該当する場合は、当該規定に違反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓書に記載した事項に虚偽があったとき。
- (2) 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと市

長が認めるとき。

(3) 第3条第1項第2号から第4号までの規定に違反しているとき。

(4) 第7条第3項の規定に違反しているとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表)

第15条 市長は必要があると認めるときは、第13条による返還及び前条により無効とした受理証明書等の交付番号（受理証明書等ごとに付与された番号をいう。以下同じ。）を公表することができる。

(宣誓内容証明書の交付)

第16条 受理証明書等の交付を受けた者及び当該受理証明書等に記載された近親者等は、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書（様式第12）を市長に提出し、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書（様式第13）の交付を受けることができる。

(個人情報の保護)

第17条 市長は、この要綱による事務の遂行のために収集した個人情報を適正に管理し、及び宣誓者等の秘密を守るために必要な措置を講じなければならない。

(宣誓制度の周知等)

第18条 市長は、市民、事業者等が宣誓制度の趣旨を理解するとともに、これを尊重し、公平かつ適切な対応をすることができるよう周知及び啓発に努めるものとする。

2 市長は、宣誓制度について、他の自治体と必要な連携がなされるよう努めるものとする。

3 市長は、施策の推進に当たっては、宣誓制度の趣旨を尊重し、宣誓者に十分配慮するものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

年　月　日

岩倉市長 殿

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、私たちがパートナーシップ及びファミリーシップにあることを宣誓します。

1 宣誓者

ふりがな			
氏名または 通称名 (署名)			
生年月日	年	月	日
住所			
電話番号			

※署名欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、裏面に代筆者の氏名等を記載してください。

2 子を始めとした近親者等（受理証明書等に記載する場合のみ記載。）

1	ふりがな		生年月日	年　月　日
	氏名		続柄	
2	ふりがな		生年月日	年　月　日
	氏名		続柄	
3	ふりがな		生年月日	年　月　日
	氏名		続柄	
4	ふりがな		生年月日	年　月　日
	氏名		続柄	

3 代筆者（表面の署名欄を代筆する場合のみ記載）

氏名		住所	
代筆箇所	の署名	代筆理由	

4 戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの。通称名を使用する場合のみ記載。）

ふりがな		
戸籍上の 氏名		
通称名		

5 確認事項

私たちは、要綱に定める宣誓を行うに当たり、下記の記載内容が事実と相違ないこと及び要綱の規定を順守することを確認します。

要綱	確認事項（□に「✓」を付してください。）	
第3条第1項	双方がお互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した関係（パートナーシップ）にあること。	<input type="checkbox"/>
第3条第1項 第1号	双方が成年（18歳）に達していること。	<input type="checkbox"/>
第3条第1項 第2号	以下のどちらかに当てはまる。 ・双方または一方が市内に住所を有する ・宣誓をしようとする日から3か月以内に双方または一方が市内に転入する予定をしている 〔転入予定者： 転入予定日：〕	<input type="checkbox"/>
第3条第1項 第3号	双方に配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。	<input type="checkbox"/>
第3条第1項 第4号	双方が他の者とパートナーシップまたはそれに類する関係にないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第1項 第5号	双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしているまたはしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。	<input type="checkbox"/>
第3条第2項	ファミリーシップにあることの宣誓をしようとする者にあっては、ファミリーシップにある近親者等が未成年の場合、宣誓をしようとする者の双方または一方と生計が同一でなければならない。ただし、就労により生計を別にする場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>
その他	利用できる行政サービスの担当課から本宣誓担当課へ照会があった場合、情報提供することに同意します。 宣誓に関する事項及び上記確認事項に関して現況確認が必要と認める場合、住民基本台帳に記載されている事項について、確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

様式第2（第4条関係）

近親者等の記載に関する同意書
(15歳以上の近親者等)

年　月　日

岩倉市長 殿

私は、以下の宣誓者がパートナーシップ・ファミリーシップを宣誓するに当たり、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書及び岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カードに私の氏名及び生年月日を記載することに同意します。

1 宣誓者

宣誓者 氏名または通称名		
生年月日	年　月　日	年　月　日

2 同意者（15歳以上の近親者等）

ふりがな	
氏名 (署名)	
生年月日	年　月　日
住所	
宣誓者との関係 (続柄)	

※署名欄は同意者が自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下記に代筆者の氏名等を記載してください。

3 代筆者（同意者欄を代筆する場合のみ記載。）

氏名		住所	
代筆箇所	の署名	代筆理由	

※同意者の本人確認書類(個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード等)の写しを添付してください。

様式第3（第5条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ継続申告書

年　月　日

岩倉市長 殿

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、私たちが岩倉市に転入する前に転出元の連携自治体においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と同様の制度を利用しておらず、引き続きパートナーシップ・ファミリーシップにあることを申告します。

1 申告者

ふりがな		
氏名または 通称名 (署名)		
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所		
電話番号		

※署名欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、裏面に代筆者の氏名等を記載してください。

2 子を中心とした近親者等（受理証明書等に記載する場合のみ記載。）

1	ふりがな		生年月日	年　月　日
	氏名		続柄	
2	ふりがな		生年月日	年　月　日
	氏名		続柄	
3	ふりがな		生年月日	年　月　日
	氏名		続柄	
4	ふりがな		生年月日	年　月　日
	氏名		続柄	

3 代筆者（表面の署名欄を代筆する場合のみ記載）

氏名		住所	
代筆箇所	の署名	代筆理由	

4 戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの。通称名を使用する場合のみ記載。）

ふりがな		
戸籍上の 氏名		
通称名		

5 確認事項

私たちは、要綱に定める申告を行うに当たり、下記の記載内容が事実と相違ないこと及び要綱の規定を順守することを確認します。

要綱	確認事項（□に「✓」を付してください。）
第3条第1項	双方がお互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した関係（パートナーシップ）にあること。 <input type="checkbox"/>
第3条第1項 第1号	双方が成年（18歳）に達していること。 <input type="checkbox"/>
第3条第1項 第2号	以下のどちらかに当てはまる。 ・双方または一方が市内に住所を有する ・申告をしようとする日から3か月以内に双方または一方が市内に転入する予定をしている 〔転入予定者： 転入予定日：〕 <input type="checkbox"/>
第3条第1項 第3号	双方に配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。ただし、共に申告をしようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。 <input type="checkbox"/>
第3条第1項 第4号	双方が他の者とパートナーシップまたはそれに類する関係ないこと。 <input type="checkbox"/>
第3条第1項 第5号	双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係ないこと。ただし、共に申告をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、またはしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。 <input type="checkbox"/>
第3条第2項	ファミリーシップにあることの申告をしようとする者にあっては、ファミリーシップにある近親者等が未成年の場合、申告をしようとする者の双方または一方と生計が同一でなければならない。ただし、就労により生計を別にする場合はこの限りでない。 <input type="checkbox"/>
その他	利用できる行政サービスの担当課から本宣誓担当課へ照会があった場合、情報提供することに同意します。 <input type="checkbox"/>
	申告に関する事項及び上記確認事項に関して現況確認が必要と認める場合、住民基本台帳に記載されている事項について、確認することに同意します。 <input type="checkbox"/>

6 自治体間連携における同意（□に「✓」を付してください。）

本申告書に基づき、転出元の連携自治体へ本申告書の内容を通知すること及び必要に応じ本申告書の写し及び受理証明書等の原本を送付することに同意します。 また、必要に応じ本市が転出元の連携自治体から宣誓時等の関係書類の写しの提供を受けることに同意します。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

様式第4（第7条関係）

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書

宣誓者

氏名または 通称名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日

子を中心とした近親者等

近親者等の 氏名		生年月日	年　　月　　日
近親者等の 氏名		生年月日	年　　月　　日
近親者等の 氏名		生年月日	年　　月　　日
近親者等の 氏名		生年月日	年　　月　　日

宣誓日

交付番号

年　　月　　日	第　　　　号
---------	--------

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

岩倉市長

印

(裏面)

○注意事項

- 1 この岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（以下「受理証明書」という。）は、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に従って取り扱ってください。なお、この受理証明書は、法的効力を有するものではありません。
- 2 次の場合は、受理証明書等を返還してください。
 - (1) パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の双方が共に市内に住所を有しなくなったとき（連携自治体へ転出した場合を除く。）。
 - (3) 宣誓者の一方が死亡したとき（近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合を除く。）。
 - (4) 要綱第14条の規定により、宣誓が無効となったとき。
 - (5) その他、返還すべき事由が生じたとき。
- 3 次の場合には無効になります。
 - (1) 宣誓書に記載した事項に虚偽があったとき。
 - (2) 受理証明書等を不正に利用し、または偽造し、若しくは変造したと市長が認めるとき。
 - (3) 要綱第3条第1項第2号から第4号までの各号の規定に違反しているとき。
 - (4) 要綱第7条第3項の規定に違反しているとき。
- 4 受理証明書等は、利用できる行政サービスの必要書類を省略できるものではありません。行政サービスを受ける際には、行政サービスの担当課の指示に従ってください。

○通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準じるもの。）を記載します。

戸籍上の氏名		
通称名		

<この受理証明書を提示された方へ>

岩倉市では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、性の多様性への理解を深めるとともに、性的少数者をはじめ、様々な事情によって婚姻制度や養子縁組制度を利用できないことから悩みや生きづらさを抱える市民の気持ちに寄り添い、地域でともに支え合いながら、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するために、『岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度』を実施しています。

この受理証明書は、宣誓者が岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するパートナーシップ（お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した2人の関係）及びファミリーシップ（パートナーシップにある2人の一方または双方の子を始めとした近親者その他市長が適当と認める者を含め、家族であることを約束した関係）にあることを宣誓し、岩倉市がその宣誓書を受理したことを証するものです。

宣誓者が、その関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、提示することができます。この受理証明書を提示された方は、本制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いします。

なお、本制度を利用する方の個人情報（性的指向・性自認や、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

様式第5（第7条関係）

<表面>

第 号	
岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受理証明カード	
様 (年月日生)	様 (年月日生)
岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。	
宣誓日 年 月 日	印 岩倉市長 ○○○○

<裏面>

カードを提示された方へ
このカードは、宣誓者が岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあることを宣誓し、岩倉市がその宣誓書を受理したことを証するものです。
このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いいたします。
ファミリーシップにある者 (年月日生) (年月日生) (通称名を使用している場合の戸籍上の宣誓者の氏名)
発行：市民協働部協働安全課

様式第6（第7条関係）

転入予定者受付票

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受け付けましたので、
岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第7条第2項の
規定に基づき交付します。

受付年月日 (宣誓日)	年	月	日
受付番号	第	号	
宣誓者 氏名または通称名			
連絡先			

※受付年月日から3か月以内に本市に転入し、この転入予定者受付票と住民票
の写しまたは住民票記載事項証明書を提出してください。

なお、上記書類は、提出日以前3か月以内に発行されたものをお持ちください。

【提出先】

岩倉市 市民協働部 協働安全課 市民協働グループ

住所：〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 66 番地

電話：0587-38-5803

様式第7（第7条関係）

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード交付申出書

年　月　日

岩倉市長 殿

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第7条第6項の規定に基づき、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カードの交付を申し出ます。

1 宣誓者

宣誓者 氏名または通称名		
生年月日	年　月　日	年　月　日
宣誓日	年　月　日	
交付番号	第	号

2 申出者（受理証明書等に記載された近親者等に限る。）

ふりがな	
氏名	
生年月日	年　月　日
住所	
電話番号	
宣誓者との関係 (続柄)	

※申出者の本人確認書類(個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード等)を提示してください。

様式第8（第10条関係）

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書
(15歳以上の近親者等)

年　月　日

岩倉市長 殿

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第10条第1項の規定に基づき、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書及び岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カードから私の氏名及び生年月日の記載を削除するよう申し立てます。

1 宣誓者

宣誓者 氏名または通称名		
生年月日		
宣誓日	年　月　日	
交付番号	第	号

2 申立者（15歳以上の近親者等）

ふりがな	
氏名	
生年月日	年　月　日
住所	
宣誓者との関係 (続柄)	

※申立者の本人確認書類(個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード等)を提示してください。

様式第9（第11条関係）

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に関する変更届

年　　月　　日

岩倉市長 殿

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に記載した事項について、次とのおり変更がありましたので、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第11条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 変更事項（該当する□に✓を付してください。）

- | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 氏名（改姓・改名） | <input type="checkbox"/> 住所（転入・転居・転出） |
| <input type="checkbox"/> 近親者等の追加 | <input type="checkbox"/> 近親者等の削除 |
| <input type="checkbox"/> その他（
） | |

2 変更理由

--

3 変更内容

変更前	変更後

4 届出者

ふりがな	
氏名または 通称名	
住所	
電話番号	

5 宣誓日

5 受理証明書等の交付番号

年　　月　　日	第　　号
---------	------

【添付書類】

- ・岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書
- ・岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（交付数全て）
- 住所または氏名の変更の場合
 - ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
※提出日以前3か月以内に発行されたもの
 - 通称名の追加・変更の場合
 - ・通称名を使用していることを確認することができる書類
 - 近親者等の追記の場合
 - ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または戸籍全部事項証明書その他の近親者等である事実が確認できる書類
※提出日以前3か月以内に発行されたもの
 - ・近親者等の記載に関する同意書（15歳以上の近親者等に限る）
 - 近親者等の削除の場合
 - ・岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書
※近親者等の死亡による削除の場合は申立書の提出は不要

様式第10（第12条関係）

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書

年　月　日

岩倉市長 殿

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等の再交付を受けたいので、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 再交付を申請する理由（該当する□に✓を付してください。）

- 紛失 毀損 汚損
その他 ()

2 再交付を希望するもの（該当する□に✓を付してください。）

- 岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書
岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード

3 届出者

ふりがな	
氏名または 通称名	
住所	
電話番号	

4 宣誓日

5 受理証明書等の交付番号

年　月　日	第　　号
-------	------

※再交付を申請する理由が毀損または汚損の場合、毀損し、または汚損した受理証明書等を添付してください。

様式第11（第13条関係）

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届

年　月　日

岩倉市長 殿

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第13条の規定に基づき、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書及び岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カードを返還します。

1 返還の理由（該当する□に✓を付してください。）

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> パートナーシップを解消したため |
| <input type="checkbox"/> 宣誓者の双方が共に市内に住所を有しなくなったため |
| <input type="checkbox"/> 宣誓者的一方が亡くなったため |
| <input type="checkbox"/> 宣誓が無効となったため |
| <input type="checkbox"/> その他（
） |

2 届出者

ふりがな		
氏名または 通称名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
住所		
電話番号		

※届出者の欄は宣誓されたお二人が自署してください。（宣誓者的一方が亡くなられた場合を除く）

【添付書類】

- ・岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書
- ・岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（交付数全て）

【受理証明書等を返還できない場合は、その理由を記載してください。】

様式第12（第16条関係）

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書

年　月　日

岩倉市長 殿

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第16条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書の交付を申請します。

1 宣誓者

宣誓者 氏名または通称名		
生年月日	年　月　日	年　月　日
宣誓日	年　月　日	
交付番号	第	号

2 申請者（受理証明書等に記載された宣誓者及び近親者等に限る。）

ふりがな	
氏名または 通称名	
生年月日	年　月　日
住所	
電話番号	
宣誓者との関係 (続柄)	
利用目的	

※申請者の本人確認書類(個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード等)を提示してください。

様式第13（第16条関係）

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書

宣誓者

氏名または 通称名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日

子を中心とした近親者等

近親者等の 氏名		生年月日	年　　月　　日
近親者等の 氏名		生年月日	年　　月　　日
近親者等の 氏名		生年月日	年　　月　　日
近親者等の 氏名		生年月日	年　　月　　日

宣誓日

交付番号

年　　月　　日	第　　　　号
---------	--------

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第16条の規定に基づき、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓内容について証します。

岩倉市長

印